

読書・芸術そして食欲の秋、皆様お元気でしょうか？

労務協会からのお知らせ

★政府管掌健康保険の保険証再交付申請に始末書が要らなくなりました。

今までは、健康保険証を紛失した場合の再交付申請は始末書を添付して行っていましたが、今後は不要となりました。

なお、保険証が紙からカードになってから紛失による再交付が非常に増えています。他人の手に渡った場合悪用される場合も考えられますので、保管には十分注意してください。

★パートタイマーの年収と税金・社会保険について

パートタイマーの年収(総額)	100万円	103万円	130万円	141万円
パートタイマーはどのような？	住民税はかからない		住民税を自分で支払う	
	所得税はかからない *年収103万円(1/1~12/31まで)には交通費は含まれない		所得税を自分で支払う	
	原則として社会保険料を払わなくていい *医療費の自己負担分は3割 *将来受け取れるのは国民年金だけ		社会保険料を自分で払う *医療費の自己負担分は3割 *将来、国民年金と厚生年金を受け取れる	
	*社会保険加入の義務 1日又は1週間の労働時間と1ヶ月の労働日数、どちらも正社員の4分の3以上ある場合(どちらかが4分の3未満なら加入義務はない) *所定労働時間及び労働日数は4分の3未満だが年収が130万円以上なら、自らが国民年金及び国民健康保険に加入し、保険料を払う *月収(交通費を含む)を12倍して130万円以上になれば、働き始めた月から配偶者の扶養から外れなければならない。			
配偶者はどのような？	配偶者控除だけ受けられる		配偶者特別控除だけ受けられる(妻の収入によって減っていく)	配偶者控除も配偶者特別控除も受けられない
	配偶者手当をもらえることが多い		配偶者手当がなくなる人が多い	

<編集後記>現在、所長は清水商工会議所のパートタイマー雇用管理改善等事業のアドバイザーになっています。去る9月26日に(株)ベンチャーリンク野口幹男氏を講師に「茶髪のアルバイトを社員以上の戦力にするセミナー」が商工会議所・改善等事業主催で行われました。パート・アルバイト(以下PA)を含めた全従業員を経営に参画させ、組織を活性化させ、業績を向上させ、成功した実績が紹介されました。成功事例では業務のマニュアル化はもとより、PAに自分の会社・業務を診断させ、リーダーシップ・マネジメントを定着させ、目標設定から先読み試算・ギャップ把握・対策立案・アクションプラン・進捗管理まで、PA自身にさせているそうです。そのときの資料がございますので、お申し付けください。(一ノ宮 俊人)